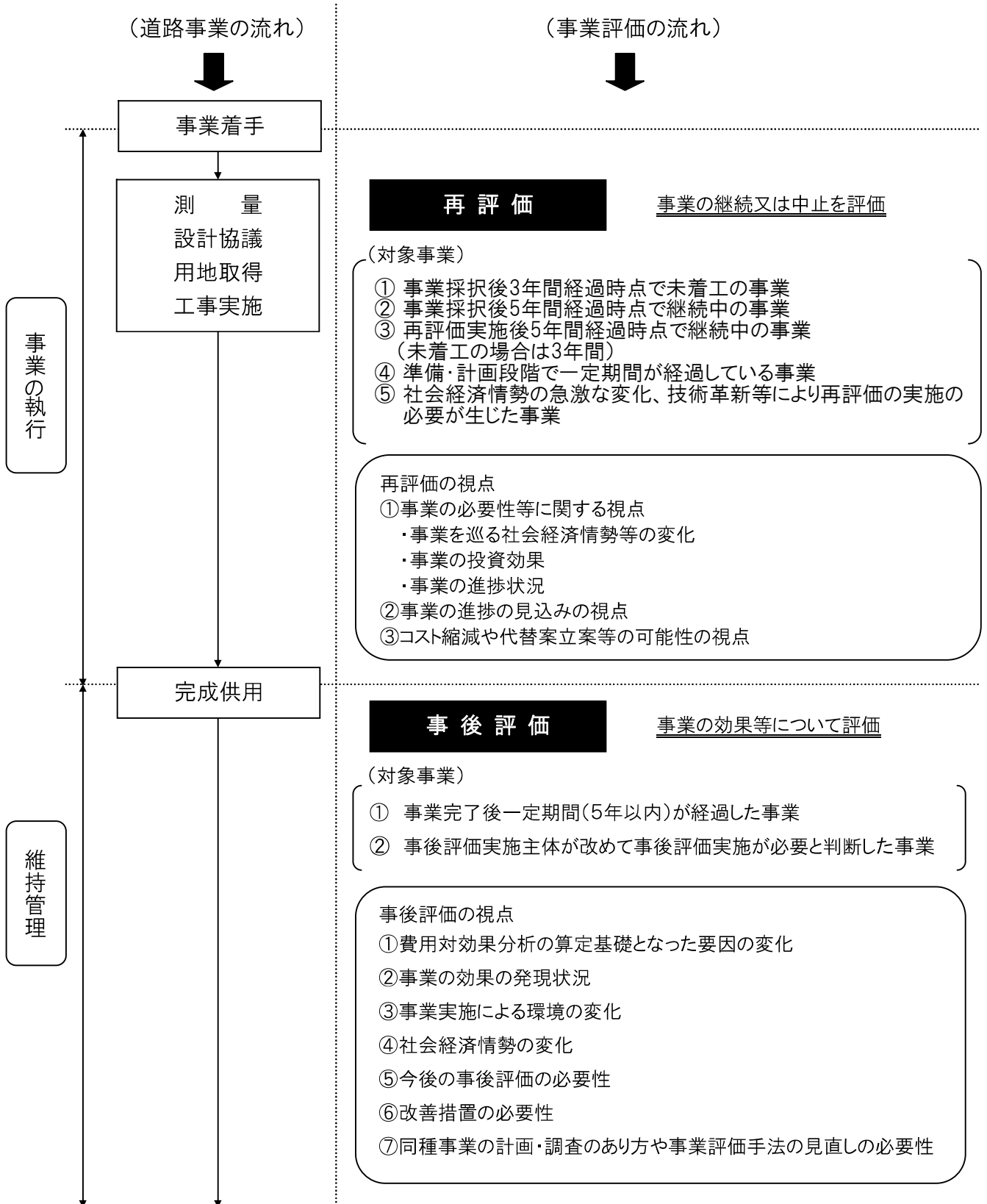


## ○事業評価の(再評価・事後評価)の一般的な手続きの流れ

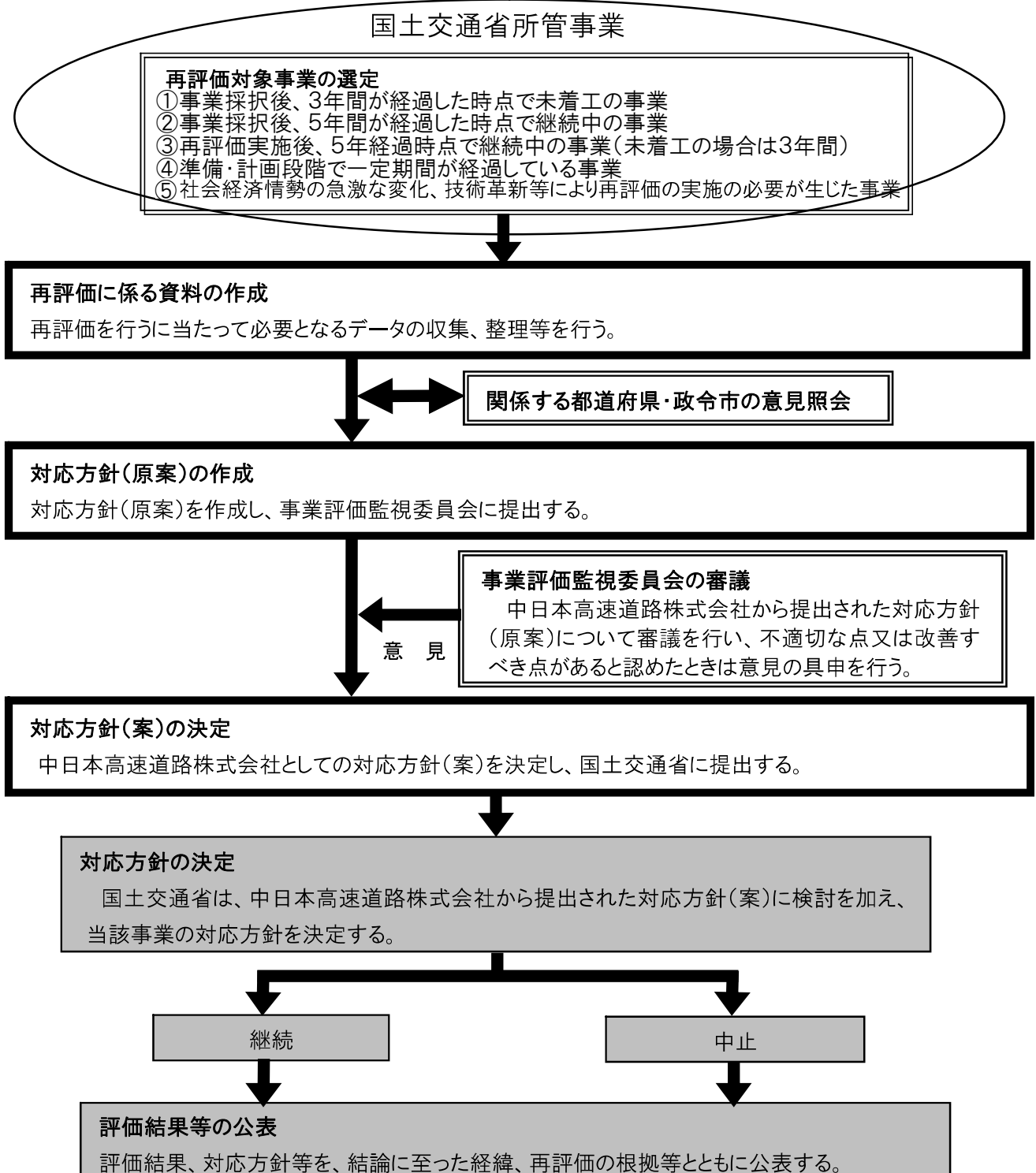
当社が実施する事業評価には、事業の執行段階に実施する「再評価」と、事業完成後に維持管理段階に実施する「事後評価」があります。



## 再評価とは

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために導入されたもので、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

### [再評価の実施フロー図]

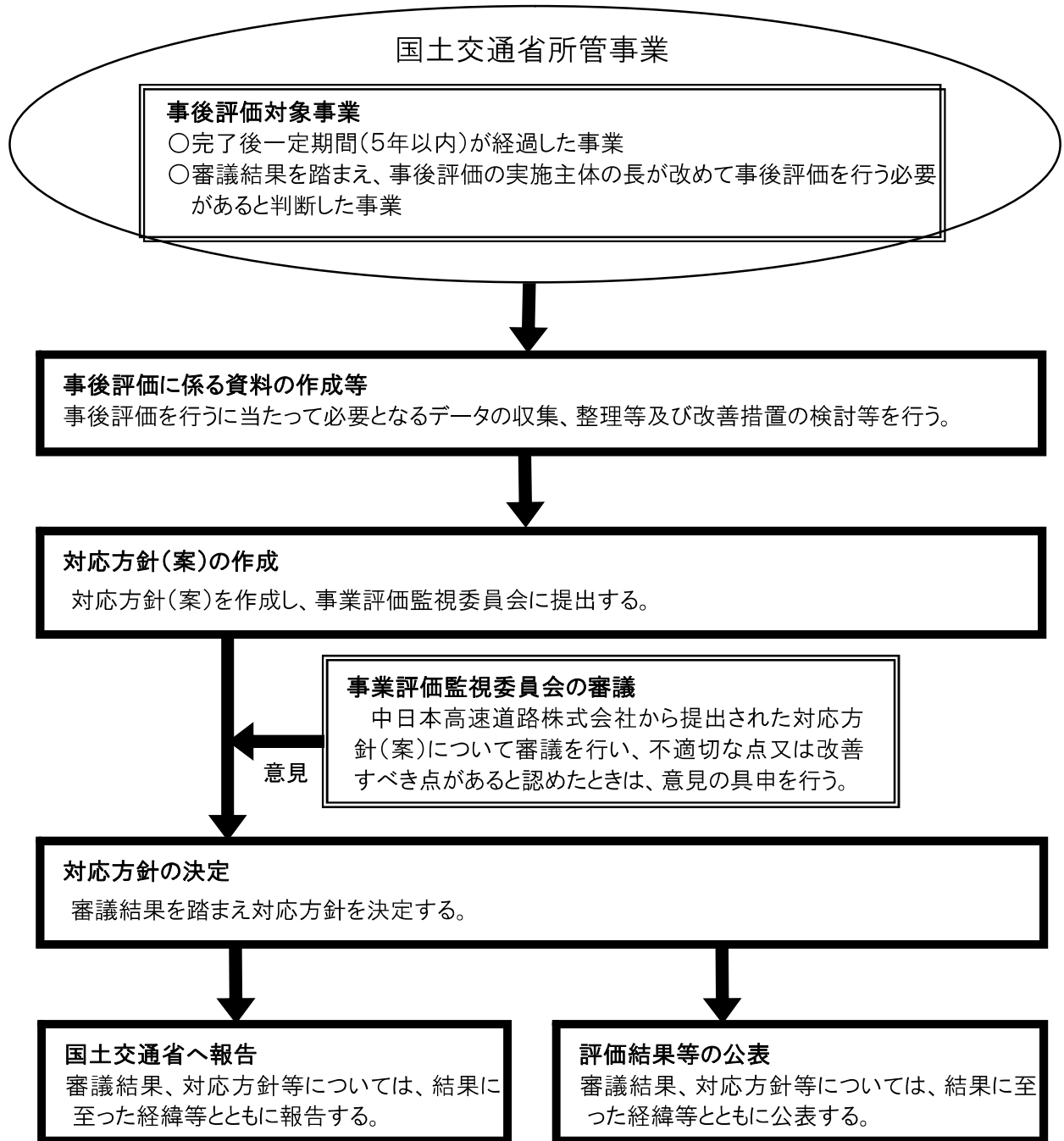


凡例  : 中日本高速道路株式会社が実施  : 国土交通省が実施

## 事後評価とは

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するもの。

### [事後評価の実施フロー図]



凡例  : 中日本高速道路株式会社の実施